

議第 1 5 3 3 号

小松能美都市計画区域及び辰口都市計画区域の変更（石川県指定）

小松能美都市計画区域及び辰口都市計画区域を次のように変更する。

1 都市計画区域の名称

小松都市計画区域及び能美都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

（新たに都市計画区域に含める土地の区域）

なし

（都市計画区域から除外される土地の区域）

なし

3 変更の理由

現在、小松市の一部、旧根上町の全部及び旧寺井町の一部を小松能美都市計画区域、旧辰口町の一部を辰口都市計画区域として指定しているところ、平成17年2月に旧根上町、旧寺井町、旧辰口町が合併し、能美市となったことから、小松能美都市計画区域のうち旧根上町及び旧寺井町に係る土地の区域並びに辰口都市計画区域の全部を能美都市計画区域とし、小松能美都市計画区域のうち小松市に係る土地の区域を小松都市計画区域とし、能美市及び小松市をそれぞれ一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図る。